

御嶽山噴火災害を踏まえた火山情報の改善と 噴火警戒レベル1における防災対応について

札幌管区気象台

御嶽山では、噴火(H26.9.27)の約半月前の9月10日から11日にかけて人体に感じない規模の火山性地震が大幅に増加した。

気象庁は、9月11日に「火山の状況に関する解説情報」を公表し、その中で「御嶽山では、2007年にごく小規模な噴火が発生した79-7火口内及びその近傍に影響する程度の火山灰等の噴出の可能性がありますので、引き続き警戒してください。」と注意喚起した。

しかしながら、登山者や地元関係機関には“火山活動のリスクの高まり”として伝わらなかった。



火山噴火予知連絡会

「火山情報の提供に関する検討会」報告(H27.3月)

◎ 火山活動の変化を観測した場合の情報提供

噴火警報発表基準に満たない火山活動の変化があった場合は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、「臨時」の発表であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」の発表を提言。

※“臨時”の「火山の状況に関する解説情報」に周知義務



活動火山対策特別措置法(H27.12.10 施行)・・・抜粋

第二節 情報の伝達等

第十二条 気象庁長官は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

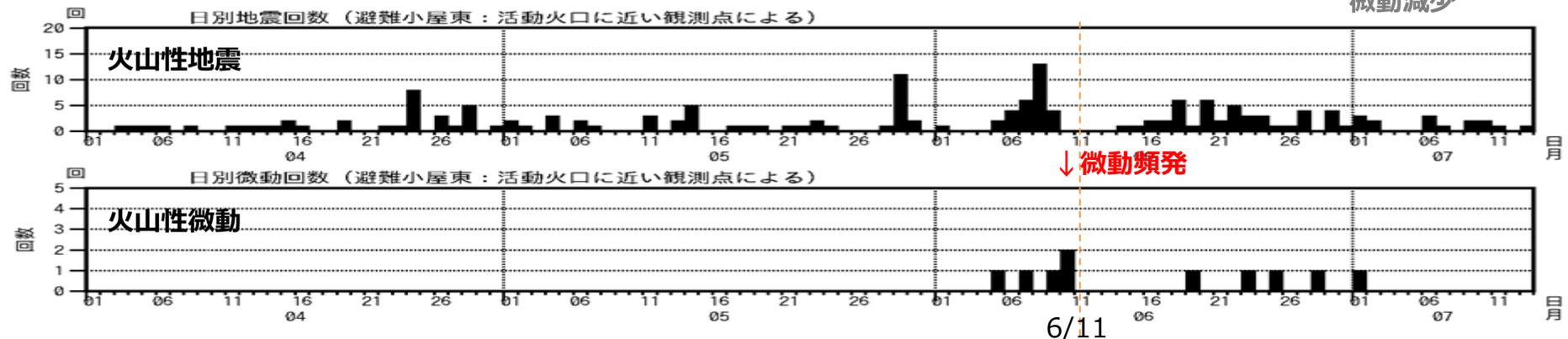
2 都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、・・・中略・・・、関係のある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、・・・中略・・・関係機関及び住民、登山者その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。・・・中略・・・。

十勝岳 2018年6～7月の火山情報発表

2018年5月29日以降、一時的な火山性地震の増加が観測される中で継続時間の短い火山性微動が頻発したことから6月11日に臨時の解説情報を発表。

火山活動状況と火山防災情報



6/11
解説情報
(臨時)

... 以降、毎日または週2で「臨時」の解説情報を発表 (7月13日終了)

地元の防災対応

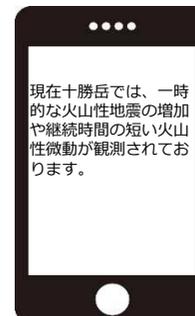
6/12
登山口（新得町側）での火山活動注意喚起看板設置



6/12
防災シェルター（望岳台）での気象庁の解説情報掲示



6/12
新得町
防災メールの発信



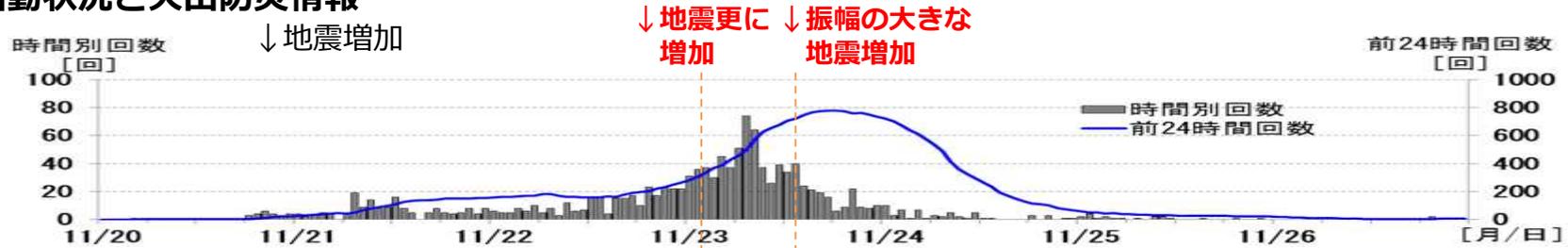
6/13
協議会関係機関担当者打合せ
(今後の対応を検討) 写真は終了後の取材



雌阿寒岳 2018年11~12月の火山情報発表

2018年11月20日から火山性地震が増加し、23日には更に増加したことから臨時の解説情報を発表。その後、振幅の大きな地震も多くなったことから火口周辺警報（レベル2）を発表。

火山活動状況と火山防災情報



11/23 02:20
解説情報（臨時）

11/23 12:30
噴火警報（レベル2）

… 以降、毎日または週2で解説情報発表

12月21日噴火予報発表（警報解除、レベル1へ引き下げ）

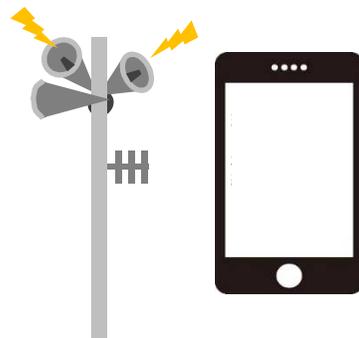
噴火警報発表を受けた地元の防災対応

※ 臨時の解説情報発表から噴火警報発表まで短時間だったが、23日午前中に登山道に注意喚起看板を設置

11/23
釧路市、足寄町
登山道に立入規制周知看板設置



11/23
足寄町
防災行政無線、エリアメール



このほか
釧路市、足寄町で
HPでの注意喚起、
温泉地区へのチラシ
配布など

十勝総合振興局（建設管理部）
避難路の確保（冬季閉鎖の道を除雪）



12/20
協議会関係機関による今後の
防災対応確認

